

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特
別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ & A

- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎
感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法前文・・・1
- 内閣総理大臣の談話（平成20年1月11日）・・・・・・・・・・・・・・2
- 和解基本合意書調印式における厚生労働大臣談話（平成20年1月15日）・4
- Q & A
 - Q 1 新しく設けられた給付金の仕組みの目的は何ですか・・・・・・・・・・6
 - Q 2 給付金の制度は、いつから始まるのですか。
 - Q 3 給付金の支給を受けることができるのはどのような人ですか。
 - Q 4 フィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤であれば、すべての
製剤が対象になるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - Q 5 製剤投与の事実、因果関係、症状について裁判手続の中で確認を
受けるためには、どのようにすればよいのですか。
 - Q 6 製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうためには、どの
ような書類が必要ですか。診療録（カルテ）など、製剤が投与され
た当時に作成された医療記録がないと、製剤投与の事実を裁判手続
の中で確認してもらうことはできないのですか・・・・・・・・・・・・8
 - Q 7 訴訟を提起する必要があるとのことですが、その場合の弁護士費
用の取扱いはどうなるのでしょうか。
 - Q 8 C型肝炎に感染していた家族がいましたが、既に亡くなっていま
す。その場合は、支給は受けられないのですか。